

令和2年7月30日
東北厚生局

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

令和2年7月28日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 取消処分の内容

(1) 保険医療機関の指定の取消

名 称	鈴木歯科医院
所在地	山形県山形市東原町4-7-4
開設者名	鈴木 清久
取消年月日	令和2年7月30日
根拠となる法律	健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

(2) 保険医の登録の取消

氏 名	鈴木 清久 (57歳)
取消年月日	令和2年7月30日
根拠となる法律	健康保険法第81条第1号及び第3号

2. 監査を行うに至った経緯

(1) 平成30年7月26日、個別指導（再指導）を実施したところ、対象患者30名中13名について、クラウン・ブリッジ維持管理期間の2年を経過した直後に、新たに硬質レジンジャケット冠などの歯科技工物を製作したとして算定していることが複数の部位で確認され、その一部の算定に際し、手書きの診療録に診療日、装着物の名称及び点数の記載がないことについて、開設・管理者である鈴木歯科医師に質問したところ、メモには記載したが、後で診療録に記載しなかった旨の申述があった。

さらに、診療録に部位が重複する6歯ブリッジと3歯ブリッジの記載がある理由を質問したところ、6歯のうち3歯はクラウン・ブリッジ維持管理期間中だったため、その他の3歯分で算定した旨の申述があり、適正な診療報酬の請

求に疑義が生じたため、個別指導を中断した。

- (2) 患者調査を実施したところ、診療内容又は診療報酬の請求について、不正の疑いが深まったため、平成31年1月21日、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、監査の実施通知を個別指導の中止通知と併せて送付し、平成31年1月31日から令和元年9月27日まで計10日間の監査を実施した。

3. 取消の主な理由

- 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

例：実際には製作・装着していない硬質レジンジャケット冠に係る一連の費用を請求していた。

- 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。

例：レジン充填をCRジャケット冠としていた。

- 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。

例：全顎又は部分的にレジンで歯を固定している補綴物を保険適用の歯科技工物を製作・装着したものとしていた。

4. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額（社保・国保・高齢者医療の合計）

・不正請求額 21名分 182カ月分 1,925,379円

・不当請求額 2名分 3カ月分 1,540円

合計 23名分 185カ月分 1,926,919円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

5. 再指定等の取扱

原則として、指定の取消の日及び登録の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。